

第一章 序論

1-1 本研究の背景

パブリックコメントとは、行政機関が何らかの政策決定を行う前に、政策案の案または資料を公表し、一定期間を設けて国民・住民の意見を募集し、提出意見の採否を理由とともに公表する手続きのことである¹⁾。

この手続きは国から始まり、現在、34の都道府県もパブリックコメントを実施している。

現在までに、パブリックコメントの運用上の問題点や恣意性をはさむ可能性については明らかになってきた。

また、パブリックコメントの意義については定まっておらず、パブリックコメントが向かうべき方向が見えない状態である。過去の行政手続法の不備を補えるのか、補えないのか。パブリックコメントが「民主主義的参加手続」であるのかそうでないのか等のパブリックコメントの位置づけが定まっていない。そのため、パブリックコメントの整備をいかに行えばよいのかと模索されている状態である²⁾³⁾。

以上のように、パブリックコメント全体の意義や課題については述べられているが、実際にパブリックコメントがどの程度行われ、どのような結果になっているのか。また、どのような意見が素案にどのような影響を与えているかは明らかにされていない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は2つある。

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況の把握

意見が素案に与える影響の把握 滋賀県琵琶湖レジャー条例・計画に着目して

1-3 本研究の意義

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況、意見が素案に与える影響の例を示すことで、現在のパブリックコメントの実態を把握でき、パブリックコメントの存在意義を考える参考資料となる。

1-4 本研究の方法

実施状況について：インターネット

比較項目：「都道府県」「系統」「計画・条例等」「募集期間」「公表方法」「提出方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」

比較方法：「都道府県別」「系統別」「条例・計画等別」

項目間比較：募集期間と意見数、変更数と意見数

影響について：インターネット、ヒアリング（滋賀県琵琶湖レジャー担当の方）

インターネットにより、琵琶湖レジャーのパブリックコメントの背景・目的等の基礎的情報を得て、どの項目のどのような内容が意見によって素案が変更されているかを知る。また、ヒアリングによってその変更の理由を知る。

1-5 本研究の構成

本研究の構成は全四章からなり、

第一章では本研究の背景・目的・意義・方法を述べる。

第二章では 34 都道府県のパブリックコメントの実施状況を比較項目の比較で示す。

第三章ではパブリックコメントの意見で実際にどのような素案の変更がなされているかを滋賀県の琵琶湖レジャー条例・計画の場合を明らかにする。さらに、両施策を比較し、条例と計画の違いを明らかにする。

第四章では、第 2 章の全体像と第 3 章の具体的な例の結果を受けて、パブリックコメントの実施状況と意見が素案に与える影響をまとめる。そして、最後に本研究の課題を示し、結論とする。

1-6 本研究の用語

- *1 国のパブリックコメント：国の～省、～庁が実施しているパブリックコメント
- *2 都道府県のパブリックコメント：都道府県の～部、～庁、～局が実施しているパブリックコメント
- *3 案件：個々のパブリックコメント
- *4 募集要項：意見が募集されるとき募集期間・公表方法・提出方法等が記されたもの
- *5 レジャー条例：滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例案要綱
- *6 レジャー計画：(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)

《参考文献》

- 1) 論題 津村晃：規制の設定・改廃に係るパブリック・コメント、会計と監査、50(5)、p32～35、1999 05
- 2) 室井力：住民参加のシステム改革、自治問題研究生叢書、p176～177、2003
- 3) 豊島明子：地方自治体におけるパブリック・コメントについて、行財政研究、(50)、p16～30、2002 09